

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和6年10月4日（令和6年（行情）諮問第1074号及び同第1075号）

答申日：令和6年12月20日（令和6年度（行情）答申第742号及び同第743号）

事件名：特定税務署で開催した「インボイス制度説明会」は特定法人との共同主催であると繰り返し説明する根拠が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定税務署長の寄稿文において、「インボイス制度説明会」は特定法人との共同主催であるとの言及がされていない理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年7月8日付け特定記号第523号及び同第524号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1）

特定署長が特定法人会の特定会長ほか1名と行った令和5年新春座談会の席上、特定税務署で開催中のインボイス制度説明会は、特定法人会も主催者である点に全く言及することなく、特定税務署が実施した旨の発言に終始した記録が公表されています。

しかしながら、特定税務署で開催したインボイス制度説明会は、特定法人会も特定税務署と同等の共同主催者として開催した説明会である旨、歴代の特定税務署長が、弁明を繰り返していることから、その根拠が記載されている文書は必ず存在しているものと思料されるため、適正に開

示するよう求めます。

(2) 審査請求書 2 (原処分 2)

特定署長による着任挨拶の文章によれば、特定税務署において開催中のインボイス制度説明会は、特定法人会も主催者である点に全く言及していません。

税務当局(特定税務署)としては、当該インボイス制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいりますので、引き続き、法人会会員に対する説明会の開催や早期の登録申請など、幅広い周知・広報にご協力いただきますよう、お願いいたします、との記録が公表されています。

しかしながら、特定税務署で開催したインボイス制度説明会は、特定法人会も特定税務署と同等の共同主催者として開催した説明会である旨、歴代の特定税務署長が、弁明を繰り返していることから、当該法人会も共同の主催者であることに言及していない理由が確認できる文書は必ず存在しているものと思料されるため、適正に開示するよう求めます。

(3) 意見書(原処分 1 及び原処分 2)

本件審査請求に係る問題の起点は、別添資料(略)のとおり、特定国税局ホームページに掲載されたインボイス制度説明会の開催日程一覧表の「主催者」欄に特定税務署ならびに関係民間団体が同列に明記されたことであり、その結果として、当該関係民間団体に主催者としての実体が存在しているのか否かを検証することにあります。

主催者とは、その行事の開催・運営の主体となり、企画から運営・予算を含め全ての責任を負う個人や団体等のことであり、国会の連立政権(主催者)に相当し、責任を限定した閣外協力や部分連合(合同開催や協力)とは異なります。

したがって、処分庁が、特定税務署で開催したインボイス制度説明会における共同の主催当事者としての実体が存在している旨説明するのであれば、企画から運営・予算を含めた全ての責任を当事者である関係民間団体がそれぞれに負うことは当然のことであり、本件の関係民間団体にもその条件が求められることは必須となります。

国税庁長官は、別添資料(略)のとおり、令和6年8月26日付け課軽1-114の裁決書の「裁決の理由」において、以下のような説明の内容を記載しています。

当該裁決の理由の2「本件対象文書の保有の有無について」の(1)のロにおいて、特定税務署では、従来から、税務署や協力関係にある関係民間団体が催している税に関する説明会、研修会や各種イベントなどの周知広報や人員・物品の搬出などを当事者同士が協力して行う行事を「合同開催」や「共催」などと呼称しており、これらの文言はいずれも同じ意味で使用している。インボイス制度説明会については、周知広報

を関係民間団体と協力して行う行事であることから、発言録では、「合同開催」及び「共催」を併用しているものである、との理由が記載されています。

その上で、同ハにおいて、上記ロを踏まえると、特定税務署では、インボイス制度説明会について、「合同開催」及び「共催」を同じ意味の文言として使用しているため、同説明会の合同開催当事者である特定税務署及び関係民間団体はいずれも主催者に該当するともいえなくはないが、このことについて記載した文書は必要がないため作成しておらず、保有していない、という理由を明示しています。

以上のことから、「特定税務署及び関係民間団体はいずれも主催者に該当するともいえなくはないが、このことについて記載した文書は必要がない」という見解を裁決の理由としていることは、その一方で、本件インボイス制度説明会の開催においても、実際に関係民間団体との口頭又は電話でのやり取りによって共同主催で開催することを決定した上で、関係民間団体に対して周知・広報の協力依頼を行っていることから、関係民間団体には共同の主催当事者としての実体があるものと認識している旨の説明との間で、「主催者」の実体に係る説明において、「主催」の事実認定に係る看過できない重大な相違があります。

また、当該裁決の理由の２「本件対象文書の保有の有無について」の（２）において、そこで、検討するに、「共催」との語が仮に審査請求人がいう「共同主催」の意味で用いられたものであるとしても、インボイス制度説明会の合同開催当事者が主催者に該当することについて記載した文書は必要がないため作成しておらず、処分庁において本件対象文書を保有していたとは認められないとする上記（１）のイないしハの処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえない、との理由が記載されています。

しかし、特定国税局のホームページに掲載したインボイス制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄に本件関係民間団体名を記載したのは、特定国税局管内の●税務署の中で特定税務署のみであり、かつ、過去の軽減税率制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄においては特定税務署のみが主催者として表示されたことなどの事実を踏まえれば、インボイス制度説明会の合同開催当事者である関係民間団体が主催者に該当することについて記載した文書の作成は必要がないとする根拠についても、到底納得できません。

特定税務署は、本件理由説明書の中で、本件インボイス制度説明会の開催においても、実際に関係民間団体との口頭又は電話でのやり取りによって共同主催で開催することを決定した上で、関係民間団体に対して周知・広報の協力依頼を行っていることから、関係民間団体には共同の

主催当事者としての実体があるものと認識している旨説明しています。

しかし、周知・広報の協力依頼を行っていること自体は、特定国税局管内のどこの税務署であっても同様に実施していることであり、令和4年10月4日付け特定記号第238号ほか3課共同インボイス制度説明会の開催について（指示）の別添インボイス制度説明会実施要領3の事前準備（1）周知広報のハ「関係民間団体、事業者団体、地方公共団体及び金融機関等を通じた周知」において、特定国税局長が指示しています。

なお、関係民間団体に対して周知・広報の協力依頼を行っていることが共同主催の主な理由であるとするならば、特定国税局のホームページに掲載されたインボイス制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄に関係民間団体名を記載すべきであります。特定国税局管内の●税務署の中で特定税務署のみが関係民間団体を記載しています。

また、本件インボイス制度説明会の開催は、特定税務署の発案によるものであることから同説明会に関する必要事項は全て特定税務署が決定しているとの説明もあります。しかし、主催者の定義を踏まえて考えてみれば、本件インボイス制度説明会を本件関係民間団体と共同で主催したことを特定税務署長自らが否定しているものであり、本件関係民間団体は主催者とは成り得ず、あくまでも協力団体（共同開催としての共催または合同開催等）という立場に過ぎないにもかかわらず、主催者としての全ての責任が本件関係民間団体にも存在しているかのごとく、インボイス制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄を特定税務署長が偽装したことは明白であります。

令和3年10月11日の「税に関する意見交換会発言録」3の「インボイス制度説明会の合同開催について（10分）」においては、統括官の発言として、各団体主催の説明会への職員の講師派遣等も依頼があれば、積極的に実施していく旨申し伝えた、との記録が確認できます。

さらに、特定税務署長の発言として、署主催の研修は、形式上、各団体の共催としています。今後、各団体主催で研修会をする場合も、同様に各団体との共催の形をとりたいと思っていますので、宜しくお願いします、という発言も別添資料（略）のとおり、記録されています。

これらのうち、各団体主催の説明会ならびに各団体主催で研修会をする場合の主催者とは、当該各団体であると理解しておりますが、特定税務署が各団体との共催の形をとりたい旨の発言は、各団体が発案した説明会や研修会であるにもかかわらず、特定税務署が職員を講師として派遣すれば、各団体と共同で主催したという形をとり、かつ、その形式上の共同主催に主催者としての実体が存在するとの説明を繰り返しているのでしょうか。

上記の発言録は、特定税務署と協力関係にある関係民間団体が催している税に関する説明会・研修会や各種イベントなどに係る周知・広報のほか、人員・物品の拠出などを当事者同士が協力して行っている点を踏まえたものと考えられるところ、当該協力をする事情があるのは特定税務署に限ったことではなく、他の税務署においても通常のことであるにもかかわらず、インボイス制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄に各関係民間団体を記載したのは、特定国税局管内の●税務署の中で特定税務署のみであります。

おって、上記発言録にある各団体主催の説明会並びに研修会に係る主催者の表示が異なる事実が認められるケースの事例１から事例１３について、別添のとおり資料（略）を添付いたします。

【事例１】

日時が２０２４年１１月２０日（水）１４時～１６時で、場所が特定商工会議所４０１会議室の「電帳法・インボイス制度対策セミナー」については、主催者が特定青色申告会・特定税務署管内青色申告会連合会、共催が特定商工会議所・特定税務署管内納税貯蓄組合連合会・特定間税会・（公社）特定法人会及び特定税理士会特定支部であり、協力が特定税務署ならびに特定法人と明記されています。

特定税務署ならびに関係民間団体が共催の形をとっていない点において、処分庁である特定税務署長の説明の内容には、正当な根拠が存在していないことは明白であります。

【事例２】

現時点までに把握している関連の事実として、日時が平成２９年１０月１９日（木）１４：００～１６：００で、場所が特定商工会議所大会議室の「軽減税率対策セミナー軽減税率により何が変わる」については、講師が特定税務署上席調査官特定職員で、共催が特定間税会・（公社）特定法人会・特定青色申告会・●●青色申告会・特定商工会議所と明記されていることから、各団体主催の研修会や説明会をする場合も各団体との共催の形をとりたいと思っていますという特定税務署長の説明とは矛盾しています。

このことから、特定税務署にも実体が存在する共催当事者であると主張する従前からの特定税務署長による説明の内容には、特定税務署が共催当事者となっていない点において、正当な根拠が存在していないことは明白であります。

【事例３】

軽減税率制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄には、開催場所に応じて、関係民間団体や特定税務署の名称がそれぞれ記載されています。

開催場所が特定商工会議所の場合（H29.10.19）については、「主催者」欄に特定税務署・特定商工会議所・特定間税会・特定署管内青色申告会連合会、及び特定法人会が同列に記載されています。

なお、特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

【事例4】

開催場所が特定町にある特定町商工会の場合（H29.10.26）については、「主催者」欄に特定税務署・特定町商工会・特定間税会・特定署管内青色申告連合会及び特定法人会が同列に記載されています。

なお、特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

【事例5】

開催場所が特定町にある特定センターの場合（H30.9.6）については、「主催者」欄に特定税務署及び特定町が同列に記載されています。

なお、本説明会は、たばこ税手持品課税説明会を併せて実施したという事情が見受けられます。

【事例6】

開催場所が特定町にある特定会館の場合（H30.10.10）については、「主催者」欄に特定町商工会・特定間税会・特定署管内青色申告連合会及び特定法人会が同列に記載されています。

なお、特定税務署及び特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

【事例7】

開催場所が特定商工会議所の場合（H30.10.11）については、H29.10.19の場合と異なり、「主催者」欄に特定商工会議所・特定間税会・特定署管内青色申告連合会及び特定法人会が同列に記載されています。

なお、特定税務署及び特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

【事例8】

開催場所が特定商工会議所の場合（H30.10.30）については、第一部として酒類販売管理研修を実施し、また、第二部の研修として軽減税率制度説明会を実施したという事情が見受けられるものの、その「主催者」欄には、特定小売酒販組合・特定税務署及び●●税務署が同列に記載されています。

なお、特定商工会議所・特定間税会・特定署管内青色申告連合会・特定法人会及び特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

【事例 9】

開催場所が特定町にある特定センターの場合（H30. 11. 14）については、「主催者」欄に特定税務署及び特定町が同列に記載されています。

なお、本説明会は、年末調整説明会を併せて実施したという事情が見受けられますが、特定間税会・特定署管内青色申告会連合会・特定法人会及び特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

【事例 10】

開催場所が特定市にある特定施設の場合（H30. 11. 15）については、「主催者」欄に特定税務署及び特定市が同列に記載されています。

なお、本説明会は、年末調整説明会を併せて実施したという事情が見受けられますが、特定間税会・特定署管内青色申告会連合会・特定法人会及び特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

【事例 11】

開催場所が特定商工会議所及び特定会館の場合（H31. 1. 16, 及びH31. 4. 11）については、「主催者」欄に特定税務署のみが記載されています。

なお、特定商工会議所・特定町商工会・特定間税会・特定署管内青色申告会連合会・特定法人会及び特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

おって、本説明会は、決算期別説明会を併せて実施したという事情が見受けられますが、法人の決算期を当該説明会の対象者とする根拠にした本件説明会において、特定法人会が主催者となっていないという事実は、処分庁である特定税務署長による理由の説明には、正当な根拠が存在していないことが裏付けられる客観的な証拠でもあります。

【事例 12】

開催場所が特定税務署である場合（H31. 4. 10, 及びH31. 4. 17）については、その「主催者」欄に特定税務署のみが記載されています。

なお、特定間税会・特定署管内青色申告会連合会・特定法人会、及び特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載はありません。

おって、軽減税率制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄における特定税務署という表示は、本件インボイス制度説明会における開催場所が特定税務署であることと同じ前提であります。

したがって、本件インボイス制度説明会に係る「主催者」欄の表示においても特定税務署のみを「主催者」として掲載した上で周知・

広報すべきであることを明示しているものであります。

よって、本件関係民間団体を特定税務署と同列の主催者として表示したことは、従来からの特定税務署長の方針と一致しておらず、形式上の主催に実体が存在しているように偽装した上で周知・広報を行ったものと判定されるべきであると主張いたします。

【事例 13】

開催場所が特定市にある道の駅●●の場合（R 1. 5. 28, R 1. 5. 29）については、「主催者」欄に道の駅●●という記載のみが確認され、特定税務署の表示がないというだけではなく、特定間税会・特定署管内青色申告会連合会・特定法人会及び特定署管内納税貯蓄組合連合会の記載也没有ありません。

なお、本説明会は、道の駅●●出品者会議を併せて実施したという事情が見受けられます。

最後に、特定署長が、自らの着任挨拶ならびに法人会との新春座談会の席上において、「法人会（貴会）も主催者である点」に全く言及しないということは、法人会（貴会）には主催者としての実体が存在していないことの反証を明示しているものであり、署長として、当事者である法人会の共同主催に対して感謝の意を表明することが念頭にないことを説明しているものと認められます。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求について

本件各審査請求は、法 3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 6 年 7 月 8 日付け特定記号第 5 2 3 号及び同第 5 2 4 号により処分庁が行った各不開示決定（原処分）について、処分の取消しを求めるものである。

2 本件対象文書について

審査請求人は、本件対象文書の開示を求めて処分庁に対して開示請求をしたところ、処分庁は、本件対象文書は作成しておらず、保有していないとして、原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

3 本件対象文書 1 の保有の有無について

（1）審査請求人は、以下のとおり主張する。

ア 特定署長が特定法人会の特定会長ほか 1 名と行った令和 5 年新春座談会の席上、特定税務署で開催中のインボイス制度説明会は、特定法人会も主催者である点に全く言及することなく、特定税務署が実施した旨の発言に終始した記録が公表されている。

イ しかしながら、特定税務署で開催したインボイス制度説明会は、特定法人会も特定税務署と同等の共同主催者として開催した説明である

旨、歴代の特定税務署長が、弁明を繰り返していることから、その根拠が記載されている文書は必ず存在しているものと思料されるため、適切に開示するよう求める。

- (2) 本件対象文書1の保有の有無について処分庁に確認したところ、以下のとおりであった。

ア 処分庁は、特定法人会会長ほか1名と行った令和5年新春座談会において、同年10月から消費税のインボイス制度が開始されること、そしてインボイスの発行事業者になるためには、同年3月までに登録申請をしなければならないことを踏まえ、税務署では、インボイス制度を知っていただくための説明会を毎月行ってきた旨の発言をしたが、同説明会について、審査請求人がいう「法人会も主催者である点」について言及する必要性はないことから、審査請求人が求める内容が記載された文書は作成する必要がないため、作成していない。

したがって、本件対象文書1は作成しておらず、保有していない。

イ 本件審査請求を受け、改めて特定税務署及び文書管理システム内を探索したが、本件対象文書1の保有は確認できなかった。

- (3) 上記(2)のアの処分庁の説明に不自然な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。また、処分庁が上記(2)のイで探索した範囲が不十分ともいえない。
- (4) したがって、処分庁において、本件対象文書1を保有しているとは認められない。
- (5) 審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

4 本件対象文書2の保有の有無について

- (1) 審査請求人は、以下のとおり主張する。

ア 特定署長による着任挨拶の文章によれば、特定税務署において開催中のインボイス制度説明会は、特定法人会も主催者である点に全く言及していない。

イ 特定税務署としては、当該インボイス制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいりますので、引き続き、法人会会員に対する説明会の開催や早期の登録申請など、幅広い周知・広報にご協力いただきますよう、お願いいたします、との記録が公表されている。

ウ しかしながら、特定税務署で開催したインボイス制度説明会は、特定法人会も特定税務署と同等の共同主催者として開催した説明会である旨、歴代の特定税務署長が、弁明を繰り返していることから、当該法人会も共同の主催者であることに言及していない理由が確認できる文書は必ず存在しているものと思料されるため、適切に開示するよう求める。

- (2) 本件対象文書2の保有の有無について処分庁に確認したところ、以下

のとおりであった。

ア 特定税務署では、法人会等会報誌に掲載する署長挨拶文の作成に当たって、インボイス制度説明会など当局の取組事項等もその内容に含めているが、署長挨拶文にどのような内容を記載すべきかは法令又は通達に特段定めがあるわけではなく、処分庁が着任挨拶において、同説明会について審査請求人がいう「法人会も主催者である点」について説明を求められるものではなく、言及する必要性はないことから、審査請求人が開示を求める内容が記載された文書は作成する必要がないため、作成していない。

したがって、本件対象文書2は作成しておらず、保有していない。

イ 本件審査請求を受け、改めて特定税務署及び文書管理システム内を探索したが、本件対象文書2の保有は確認できなかった。

(3) 上記(2)のアの処分庁の説明に不自然な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。また、処分庁が上記(2)のイで探索した範囲が不十分ともいえない。

(4) したがって、処分庁において、本件対象文書2を保有しているとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、処分庁において本件対象文書を保有していたとは認められず、行政文書不存在として行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月4日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1074号及び同第1075号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年11月13日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ④ 同年12月13日 令和6年（行情）諮問第1074号及び同第1075号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して本件対象文書を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、

以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2のとおり、歴代の特定税務署長が、特定税務署で開催したインボイス制度説明会は、特定法人会も特定税務署と同等の共同主催者として開催した説明会である旨弁明を繰り返していることから、その根拠が記載されている文書（本件対象文書1）、及び特定税務署長が特定法人会へ寄稿した着任挨拶文において、特定法人会もインボイス制度説明会の共同の主催者であることについて言及していない理由が確認できる文書（本件対象文書2）は存在するはずである旨主張する。

諮問庁は、上記第3の3及び4のとおり、特定税務署では、インボイス制度の周知・広報のためにインボイス制度説明会など当局の取組事項等について言及することはあるものの、審査請求人がいう「法人会も主催者である点」について言及する必要性はないことから、審査請求人が開示を求める内容が記載された本件対象文書は作成する必要があるため、作成していない旨説明する。

- (2) 特定税務署において、特定法人会もインボイス制度説明会の共同の主催者であることについて、ことさらに言及する必要があるとは認められず、本件対象文書は作成する必要があるため、作成していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。

また、上記第3の3(2)イ及び4(2)イの探索の範囲及び方法も特段不十分とはいえない。

- (3) したがって、特定税務署において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特定税務署において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

- 1 特定署長が特定法人会の特定会長ほか1名と行った令和5年新春座談会の席上、当署で開催したインボイス制度説明会は法人会も主催者である点に全く言及せず、当署が実施した旨の発言に終始したため、法人会も主催者であると弁明を繰り返す根拠を記載した文書
- 2 「特定税務署が特定法人会へ寄稿した特定署長の着任挨拶の文章によれば、インボイス制度に係る登録申請期限となる令和5年3月が迫っている前提で、「貴会におかれましても、引き続き、会員の皆様方に対する説明会の開催や早期登録申請など、幅広い周知・広報にご協力いただきますよう、お願いいたします。」と記載されております。
この他の機会においても同様ですが、特定法人会と共同で主催したはずのインボイス制度説明会のことに言及されていないことから、言及していない理由が確認できる文書を開示請求の対象とします。」と請求された行政文書